**■ 移住支援金受給要件チェックシート ■**

**【Ａ 移住者に関する要件（全てに☑が入ること）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ☑ | 内容 |
| **移住元要件** | □ | □ 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上（※１）東京２３区に在住していた  □ 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上（※１）東京圏（下記条件不利地域を除く。）の地域に在住し、東京２３区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた |
| 【条件不利地域】  [東京都]　 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、  小笠原村  [埼玉県]　 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町  [千葉県]　 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、  東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  [神奈川県] 山北町、真鶴町、清川町 |
| □ | □ 住民票を移す直前に、連続して１年以上（※１）東京２３区に在住していた  □ 住民票を移す直前に、連続して１年以上（※１）東京圏（上記条件不利地域を除く。）の地域に在住し、東京２３区内へ通勤をしていた（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。） |
| **移住先要件** | □ | 移住支援金事業の実施市町に転入した |
| □ | ５年以上、転入先の市町に継続して居住する意思がある |
| □ | 【申請時期要件】転入後３か月以上１年以内である |
| **その他要件** | □ | 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではない |
| □ | □ 日本人である  □ 外国人で、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する |
| □ | 香川県税及び転入先市町の税の滞納がない |
| □ | 家賃補助（香川県移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等支援事業補助金の間接的な交付決定）を受けていない |

（※１）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる

**【Ｂ 就業等に関する要件（①～⑤のいずれか１つの要件にすべて☑が入ること）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ☑ | 内容 |
| **①　就業（一般）要件** | □ | 勤務地が東京圏（条件不利地域を除く）以外の地域である |
| □ | 「ワクサポかがわ」または他の都道府県のマッチングサイトに、移住支援金の対象として掲載している求人の対象法人である |
| □ | ３親等以内の親族が代表者、取締役などを務めている法人でない |
| □ | 【申請時期要件】週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業で、連続して３か月以上在職している |
| □ | 求人への応募は、「ワクサポかがわ」に対象求人として掲載された日以降である |
| □ | ５年以上継続して勤務する意思がある |
| □ | 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **②　就業（専門人材）に関する要件** | □ | □ 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して就業した者である  □ 国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である |
| □ | □ 当該就業開始日の前日時点で満30歳以上の者で、他の法人等における職務経歴に基づき専門人材として認められる者である  □ 当該就業開始日の前日時点で高度な専門資格等を有する者で、当該専門資格等に基づき専門人材として認められる者である |
| □ | 勤務地が東京圏（条件不利地域を除く）以外の地域である |
| □ | 【申請時期要件】週２０時間以上の無期雇用契約に基づく就業で、連続して３か月以上在職している |
| □ | ５年以上継続して勤務する意思がある |
| □ | 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である |
| □ | 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない |
| **③ テレワーク要件** | □ | 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合である |
| □ | 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う  （週の半分を超えて東京に行く場合は、生活の本拠が移住先にあることにはならない） |
| □ | 勤務先部署からの通勤手当を受けていない |
| □ | 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていない |
| **④ 関係人口**  **要件** | □ | 本県への移住前から市町や地域の人々と関わりを有する者であって、市町が個別に本事業における関係人口と認める者である |
| **⑤ 起業**  **要件** | □ | 【申請時期要件】１年以内に起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けている |

**【Ｃ ２人以上世帯の認定要件（世帯向け（最高100万円）は全て☑が入ること】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ☑ | 内容 |
| **世帯要件** | □ | 申請者を含む世帯の２人以上が同一世帯に属している |
| □ | 申請者を含む世帯の２人以上が転出元で同一世帯に属していた |
| □ | 全ての世帯員が暴力団等の反社会的勢力や反社会的勢力と関係を有する者でない |
| □ | 【申請時期要件】申請者を含む世帯の２人以上が転入後３か月以上１年以内である |

**【Ｄ 子育て世帯加算の認定要件（18歳未満１人につき100万円）は全て☑が入ること】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ☑ | 内容 |
| **子育て**  **加算要件** | □ | 18歳未満の世帯員は、【Ｃ】要件を満たした上で、申請日の属する年度の４月１日時点において18歳未満である |
| □ | 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でない |

**【 参考　移住支援金の返還を要する場合 】**

|  |
| --- |
| ○ 移住支援金の申請から５年以内に（香川県or当該市町）から転出した場合 |
| ○ 移住支援金の申請から１年以内に、就業に関する要件（一般）または就業に関する要件（専門人材）を満たす者が、辞職した場合 |
| ○ 起業等スタートアップ支援補助金の交付決定を取り消された場合 |
| ○ 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合 |